嘉定記

附録 嘉定并八朔考據

完

大槻文庫

洋学文庫
文庫8
A 98

[illegible]

嘉定乃御規式於是行之起
嵯峨長年中より始りと中絶之由たり
然於神之元龜三年味方のはら
御陣乃於ゐて羽入八幡ニて嘉定
十六文を錢付そ於嘉定錢と稱之時
於此之於是之甚御難戰ニて其
世ら其てかと云ニ其錢御利運吉兆
御嘉祝料ニ於此下於本

先祖藤五郎（後ニ水とはむ之れ／よりの綱の[illegible]しあや）藤原忠行

ハ将の御菓子を献しかく能わりる

奉聞しそ御喜悦拝させ給ひ奉

まりし人[illegible]も綱のまし[illegible]の

忠行ハ精勉[illegible]く出行の[illegible]とき

まりし嘉[illegible]上和田小左て御菓子調

製し（吾家まそ御[illegible]まし調しハ御菓子司勤まり／かく[illegible]より仕官の業[illegible]あり[illegible]とも石）

より[illegible]存し[illegible]より自身御菓子製造したそ

まりましより[illegible]綿[illegible]ニ三代まれ[illegible]居り

代まてハ年ニ[illegible]よし時後綱[illegible]まし寛文安之年（より[illegible]すまりし[illegible]拝目を[illegible]まより）

藤[illegible]紀州[illegible]左衛門熊井五郎左衛門

両人[illegible]し御陣中へ[illegible]しよし

[illegible]御軍勢へ綱のまし[illegible]力

作[illegible]御目[illegible]く[illegible]く長持れさ

[illegible]ひ[illegible]し菓子献[illegible]七八人前

ある[illegible]十五六人前[illegible]盛[illegible]

[illegible]の[illegible]て[illegible]ら[illegible]も[illegible]

嘉[illegible]人にまかせ始まる後菓子を
のことく嘉定申しといへる
事の始めは年々と近く御勝利
あらためあるを存して明かつき
御祝儀に足利将軍家乃頃と記
ふる楽をされとも近くさる頃と
将又年来御ともに頃あそはされ
多く[illegible]行はれて給ふ嘉定称六

猶乃御くまし同時に御手に入
しは御存分の嘉祥をもってまさ
そのうち年々六月十六日定式に
参御出仕ありてもうし待給へ

大久保主水蔵板

按に仁明天皇嘉祥元年は唐乃宣宗大中二年にして今上文政十四年（天保二）に迄るまて九百八十四年なり又宋乃寧宗嘉定元年は土御門天皇承元二年将軍実朝公乃時にして清帝道光十一年[illegible]迄六百廿四年なりまさて皇朝禁裡に嘉定又嘉祥等乃節會あ[illegible]将軍の時嘉定の式行そるゝ正き據证物は今大久保氏乃記[illegible]時る

神祖[illegible]給ふ嘉定銭ハ宋銭なる事あるよし 我か嘉祥ハ三年夏四月文徳天皇即位
同四年に元を改[illegible]む 嘉定ハ十七年理宗即位十八年元を寶慶と改む 故に祖西
にある十六ハ嘉定十六年に當りしそれなる事よし 神祖元亀乃役に嘉定銭といふ種
乃菓子をもちゐ給ふ時に天下を平定し給ふ由き吉兆なりし 給へハ慶長以来
六月十六日に嘉定乃式となりし給ふてさらに嘉定を嘉祥に誤まりて
金門の浮説を設けるあり それあるか此記を見て明證とすへし 又大久保
主水といふ名ハ餅を聖に献モンドと呼ふるハ水の濁無きとあり 又酒ハ正法院
八斎つ…を奉る人ハ大坂陣乃時軍卒に賜へる[illegible]料とせしか南都乃坊中
正法院にて醸しこれも此城奉りしか軍餘に酒を造ることを職となし[illegible]
業をもて筆に[illegible] 先君子の家にて[illegible]物語れる[illegible]幼弱
乃時まて[illegible]又東海道に冷酒清兵衛も冷酒を進めし[illegible]氏に賜ひ
又泉州乃富家飯左太郎ハ軍中飯米乃料足さるを奉りしに因て飯といふ氏を
賜ふと[illegible]大久保氏一旦[illegible]軍役勤め[illegible]名を主水と賜りし
菓子作ることを職となし[illegible]正法院冷酒飯等皆[illegible]功労を賞して
[illegible]名を千歳に垂れ[illegible]を神祖乃聖慮に出て萬民感戴し
奉ること二百餘年乃[illegible]実に仰きても尚餘りあることにあらんある
天保二
文政十四年辛卯六月嘉定後廿日明[illegible]乃蓋[illegible]
竹廼舎主人槙記

追考嘉定の式内裡にてむかしよりありといふ説のうけうつ把と前の如く
なれ共後小松院年中より夏に六月十六日菓子を嘉祥を祝ふ京師にても
七種ありけして此菓を供へ[illegible]世中各かつうを持参せと有ハ恒例の事略に
後陽成院まて立坊の[illegible]にも及ハさりし程か祖大納言通方の亭にた
もしけし時六月十六日嘉定通宝にて料足拾六文を以供御の物求て献りしを
吉例として武袮の後も此事行ひしと事を根元とする説あり的證も定かならず
ど後嵯峨院ハ宋の嘉定より二十余年を経て鎌倉北条時代に当世ハ比によりなり
あらん此式武家に行ひしハ蜷川親俊か天文日記に天文八年六月十六日嘉定イリ
ニノフト二日十一日[illegible]六月十六日嘉定[illegible]例語之[illegible]毎年[illegible]伊勢殿[illegible]日記に天文二十年六月
十六日も橋より年々此如くかつしまゐるとあり思ふに足利殿世々京師におゐて
せしる享禄年中迄此諸記に不見然く天文中記せしとのより其名見ゆ也
八宝町のたより内裡のみ行なはしひ用ひし事なるべし 当代とも其式を殊重に行
ちせたまひしハ武記に共に慶長九年此六月十六日嘉定祝ひ[illegible]せらるつきにて時
菓子師大久保主水か先祖藤五郎[illegible]して此菓子調進せまし[illegible]なきとき[illegible]
元和二年御入国にて嘉定通宝の[illegible]御六種の[illegible] 所謂[illegible]
[illegible]事りし例を思召され殊に仕ありて此菓子を調進せしとそ又[illegible]
政事[illegible]七十七年六月十六日嘉定如例[illegible]菓[illegible]肴[illegible]山積し[illegible]
ら[illegible]頂戴[illegible]家の吉例[illegible]元和
元年[illegible]大坂[illegible]して京師へ[illegible]て[illegible]京

して八堂にて毎日此事を始めさせしに此外は[illegible]商家の式々おとなくなりての旧例

広く世上の式と営ばるゝ[illegible]もならざるなり諸木先生の毎[illegible]今にも東照宮三河遠州にて御[illegible]あり

りし時より毎年六月十六日式あり天下一統の後御代々これを厳重なりといへり

されハ御代々嘉定の式ハ大坂へ下御ありて後京師へ入せられ色治の嘉祥嘉定にて有けるハ

てら下一統の嘉儀始として格別の御祝ありしより今人吉例となりけるなり

年中行事に嘉定とも嘉祥とも云ハ文字を祝ひて出る所なるべし 又なつくると

あるハ嘉定通宝の略語也 女房私記に嘉祥の御盃の事有のよし 女房ハわら

つけらぬなり是嘉祥通宝を中略したる事なりと有をかつらハ嘉定の

轉音を用ひさせたまひしといふ説あり 宋の嘉定を皇國にて嘉祥に傳

今して説を設るも同日の説なり 又内裡にてハ何るも菓子七種となり

営中にてハよもぎのまんぢう、まんちう、あこやのうん、六種の

かゝ闘斗ハ[illegible]を以て八種なり何れも一色宛白木の片木のへしきになり

又仙臺家にても[illegible]ハ八式ありて菓子十六種なり 氷羊羹、白雪糕

鈴白[illegible]、大纓、小倉実、大落[illegible]、奥庭次、お[illegible]餅、鶉餅、源氏巻、切山椒

角鐵、雪の巻、源氏つゝ[illegible]、寄木もち、不[illegible]なり

竹痴道人又記

天保三年壬辰六月嘉祥前十日

大久保氏主水といふ名を賜ひしハ玉川上水の奉行せし故なりとも モントと唱ふるハ水の濁らぬ

祝日と見えたり 上意にとありし

餘考

嘉定の説を十六日に定むるハ此の銭を年より十六年の百年に移さ

る銭の裡文字一より十六迄の数字ありて十六に限るなる故なるべし

但し六月を用ひるハいまだ考へず 又近頃此日十六銭の價をもんて

今に物を求め食らへ 室町家の[illegible]

賭子を嘉定銭十六を[illegible]

[illegible]たる裡文の十六字[illegible]今の[illegible]遺

風[illegible]貴賤とも諸[illegible]賭を用ゐるを嘉祥とする

風俗ありされど嘉定銭十六を[illegible]御のとの潤ひ

とも書[illegible]疑[illegible]此好事家にか嘉定銭の裡

文字一より十六迄の數字ある者を集め貯ふる人ありとなん 又

思ふに此嘉定銭ハ鎌倉の代より用ひしが足利の中葉より此銭不足となり

に因て永楽銭を用ひしに是も亦不足となるに因て足利将軍より明

朝へ請ひてとり寄せられし宋銭を貴ぶを欲す 今の通用

[illegible]

金銀よりも優るを[illegible]文とす 十文にて絹一疋に易るが故に

永楽[illegible]慶長年中永銭を[illegible]貫文とする[illegible]

[illegible]一文を[illegible]古書画茶器の價ハ此れ[illegible]を用ひしに寛永銭

小判一年貢金て[illegible]今[illegible]

[illegible]より[illegible]四十文の仕切[illegible]鐵一文と[illegible]

[illegible]

此の餘考ハ天保甲午年六月十六日韓國居三四[illegible]あたりて家中[illegible]

同しく[illegible]なる祥雲[illegible]の御墓に詣て、帰るさ[illegible]の[illegible]堂

[illegible]を訪ひ[illegible]嘉祥の[illegible]發明也し趣をこゝにしるすのみ

[illegible]

八朔の祝ハ昔より農民共日ニ稲の初穂を郷々ニ供して豊饒を祝ふことより始るに禁裡又
営中にても祝あるハいかなることと思ひしが兵内侍日記寶治元年 第八十八代後深草院 の下ニ云八月
一日中古の比ほひよりたのみといふ事いてきて世のつゐに初らぬ事になりてなんさかへし
候りしるく 田実 たのむハまし云そ記細の名をとりてくそのあんハ何事かみなひとをたのみ奉る
思ひみるに先ハさのことを深く了えて事より後生にも世の事とて行ける事かな
公事根元云八朔風俗ハさらに本説なし又正礼にもあらねと世俗の風儀
建そのはじまりあり 初ハ田実 のことそれより続く 縁とて頼みかけ かどの 人のえ
依しけるとそや思ふに俗に八月一日をたのむといふ事ハ田実のことよりかたるを
ならん又桃花蘂葉 一条兼良公作 云八朔のたのむ事 宝治元年 御記より今日宝永のあ
いとあくまでたのむ人に物をまゐるこのころしまりしとそ さまおほくあるより先と
わかれけ御記に付て考るに後深草院御代建そのはしまりて知られるなど宗尊
親王の御代なる事 云又外記中原康富日記文安五年八月一日之御
参局御文箱奉謁八朔禮事何比より有ける事にや見ず中比末より方
よりと来紀但不所見歟不詮先代より御法之御記鎌倉より事起
由所語傳又七明四季物語ニ憑とし御祝ハ小松天皇ニ始る或曰源家
天皇建長年中ニ始る云又桜相論ニ足利尊氏公の心ざし物をしけ
通題の気の文をいふ不知ものハ月一日憑なとに諸人の進物とも数もあらハれあり
ありなどにてふ しも 徒ひしかとまそこく思ふ人の むかしの 世の事ハ鎌倉 将軍の比

注 野寺 民家に 是ハ八朔 とおも とれ 事と そふさい いたの ミだの もなの こし共 ムメモ 由ミミ 其国の

〔頭注〕より始り ― 其理よりしハ下民の風となす佛ひ給ひしすからんせ人の孝に
人と田の実とて米穀の半割を祝ふ事よりて有しを田の実といふを転じ年
あしてま君とこのとなめる人に細なり臣とをのむ者に細偽りて君
とも臣和合しむつ白しくきる祝ひきれハ京都将軍家にハ専ら此日に殿
君と臣とも此儀もあるに似たりとて君臣ニ南代ハ此節を年始に比して厳重
に祝ハセ給ひしと室町の遺例を守ハセ給ハぬハいふもさらなれど元和元
年五月大坂落て後京都よりて六月十六日嘉祥を祝ハセ給ひし大坂
落陣後の嘉儀始まりて天下へ下らせ給ひし後八月一日在の御祝の節を祝セ
給ひハ天下一統後の嘉儀始まりて君臣和合の儀を通のはせ給ひし式にて

とし△

土俗嘉祥ハ大坂落陣の祝ハ然ハ天下一統の祝といふを知らぬ説と見へ年疑
ふかしに嘉定の記を得て其正證を知り八朔の儀を求めて其明徴を得れバ
疑はれて吉兆らの日を兆るとなりたり剰
再八月朔日は祥東照國の日なりて以来祝ひけれバ天下一統協
いわきて年始に次く大祝となりぬるなりとある。

故の参政報國君ハ天保三年十二月十六日に七十
八歳にて卒しおひ今年小祥忌の辰に
嗣君佐野庭夏の懐旧といへる和歌題を
下し給ふに因て庭歌一首を賦して吊
ひ奉るにさらすも嘉祥の日にあたらせ給ひけれバ
此記の終に記し侍ぬ

嘉定一年如昨夢　子規啼過
夏山深　高風遺愛無窮意
追悲催時涙不禁

天保四年嘉定月初三　平頼敬記